

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ユウゲンガイシャ サクラバフドウサン
	有限会社 桜庭不動産
事業者の所在地	〒 017-0043
	秋田県大館市有浦4丁目7番15号
事業者の連絡先	電話番号 0186-42-7546
	FAX番号 0186-42-4424
	ホームページアドレス http://sakuraba-f.com/guide.html
事業者の代表者名	代表取締役 桜庭 博

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ユウゲンガイシャ サクラバフドウサン
	有限会社 桜庭不動産
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 017-0043
	秋田県大館市有浦4丁目7番15号
事業主体の連絡先	電話番号 0186-42-7546
	FAX番号 0186-42-4424
	ホームページアドレス (有) http://sakuraba-f.com/guide.html
	無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 桜庭 博
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	不動産関連業務 温泉ホテル業務

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ ココノイエ
	COCOの家
住宅の所在地	〒 017-0012
	秋田県大館市釈迦内字山道上76-83
住宅の連絡先	電話番号 0186-59-6136
	FAX番号 0186-59-6138
	ホームページアドレス
住宅の管理者名	株式会社 桜庭不動産
住宅の開設年月日	平成27年2月15日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金	(提供方法・提供者)
状況把握（安否確認）	10,000円/月額	毎日、食事の時間に職員が安否確認を行います。食堂に來られない場合は各住戸に確認にうかがいます。
生活相談		日常生活を送る中で、お困りのこと、ご不安なこと等について、職員がご相談をお受けします。
緊急時対応		各住戸居室・トイレ及び共用部トイレ・浴室に設置してあるナースコールを押していただければ事務室及び職員が携帯しているPHSにて通報を受信の上、職員が駆けつけ必要な対応を行います。

上記以外の生活支援サービス等

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
トイレ支援サービス	3000円/月	見守り～簡単な介助（3000円/月）
ワンコインサービス	500円/回	15分程度で行える日常生活上のお手伝い等、便利サービスの提供を行います。
荷物預かりサービス	500円/月	2階倉庫にて荷物の預かりを行います（危険物・生もの・貴重品を除く）。一人当たり、大型の衣装ケース2個程度となります。紛失に関しては一切責任を負いませんので、鍵の管理はご本人で行っていただきます。また、荷物の出し入れは職員の立会が必要です。尚、鍵を紛失した場合は実費をいただきます。
食事の提供サービス	朝320円 昼550円 夜430円	食堂で3食提供します。朝7:00～8:30、昼12:00～13:00、夜18:00～19:00。尚、体調により提供するお食事がとれなくなった場合は、食事契約の解除が可能です。また、外泊などで不要な場合は食事提供の前々日午前10:00までにお申し出ください。それ以降はキャンセルできません。

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等

生活支援サービス職員

サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	資格・委託先等
生活支援サービススタッフ	1人（5人で交代）	介護職員初任者研修修了者
調理スタッフ	3人（5人で交代）	

夜間の職員体制	常駐の（有・無）	1人
---------	----------	----

月額利用料の請求及び支払方法

請求方法

毎月20日までに請求書を発行し、入居者に送付します。(振込手数料は入居者負担となります) 料金は基本サービスは前払い、選択サービスは後払いです。

支払方法

毎月末までに支払請求分を振込でお支払いただきます。キャンセル等による払戻金は、現金で翌月10日までにお支払しません。

7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況

窓口の名称	①COCOの家 相談窓口		②大館市福祉部長寿課高齢者福祉係			
電話番号	①0186-59-6135		②0186-43-7056			
対応している時間	平日	9時	0分	～	17時	0分 ①②
	土曜	9時	0分	～	17時	0分 ①
	日曜	9時	0分	～	17時	0分 ①
	祝日	9時	0分	～	17時	0分 ①
定休日	なし					

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

具体的な対応 本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等

外出、帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお外出の際や外泊時は、事前に職員へご連絡ください。また、来訪者の方にも騒音など他の入居者に迷惑のかかる行為は慎んでいただきますようご協力ください。

共用施設の利用について

浴室	共用浴室をご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせください。
洗濯室	洗濯室は朝7:00から夜9:00までの間ご自由にお使いください。
共用キッチン	共用キッチンをご使用される場合は、使用時間を事前にお知らせください。

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約

入居者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。

契約解約時の連絡先	名称	株式会社 咲笑
	電話番号	0186-59-6135

事業者からの解除

事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除する事ができます。

- ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合
- ②本契約を継続する事が社会通念上、著しく困難な場合
- ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の機関を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況

有 ・ 無 (富士火災海上保険株式会社)

説明年月日

令和 年 月 日

□□□□〔入居者氏名〕様に対して、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 株式会社 桜庭不動産

所在地 秋田県大館市有浦4丁目7番15号

代表者名 代表取締役 桜庭 博 印

説明者氏名 印

私は上記事業者から、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印